

令和5年度

財政の健全化に関する審査意見書

令和6年8月16日提出

榛東村監査委員

(公印省略)

榛監第229001号

令和6年8月16日

榛東村長 南 千 晴 様

榛東村監査委員 石 坂 郁 夫

榛東村監査委員 三 俣 実

令和5年度財政の健全化に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項並びに同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

I 健全化判断比率審査意見

| | | | |
|-----|-------------|-------|---|
| 第 1 | 準拠基準 | ----- | 1 |
| 第 2 | 審査の概要 | | |
| 1 | 審査の種類 | ----- | 1 |
| 2 | 審査の対象 | ----- | 1 |
| 3 | 審査の着眼点 | ----- | 1 |
| 4 | 審査の主な実施内容 | ----- | 1 |
| 5 | 審査の日程及び実施場所 | ----- | 1 |
| 第 3 | 審査の結果 | ----- | 1 |
| 第 4 | 審査意見 | | |
| 1 | 実質赤字比率 | ----- | 2 |
| 2 | 連結実質赤字比率 | ----- | 3 |
| 3 | 実質公債費比率 | ----- | 3 |
| 4 | 将来負担比率 | ----- | 3 |
| 第 5 | 健全化判断比率の概要 | | |
| 1 | 実質赤字比率 | ----- | 3 |
| 2 | 連結実質赤字比率 | ----- | 3 |
| 3 | 実質公債費比率 | ----- | 4 |
| 4 | 将来負担比率 | ----- | 4 |

II 公営企業会計資金不足比率審査意見

| | | | |
|-----|-------------|-------|---|
| 第 1 | 準拠基準 | ----- | 5 |
| 第 2 | 審査の概要 | | |
| 1 | 審査の種類 | ----- | 5 |
| 2 | 審査の対象 | ----- | 5 |
| 3 | 審査の着眼点 | ----- | 5 |
| 4 | 審査の主な実施内容 | ----- | 5 |
| 5 | 審査の日程及び実施場所 | ----- | 5 |
| 第 3 | 審査の結果 | ----- | 5 |
| 第 4 | 審査意見 | ----- | 6 |
| 第 5 | 資金不足比率の概要 | | |
| 1 | 上水道事業会計 | ----- | 6 |
| 2 | 下水道事業会計 | ----- | 6 |
| 3 | 太陽光発電事業特別会計 | ----- | 6 |

審査資料

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 1 | 健全化判断比率 | |
| (1) | 実質赤字比率 ----- | 7 |
| (2) | 連結実質赤字比率 ----- | 8 |
| (3) | 実質公債費比率 ----- | 9 |
| (4) | 将来負担比率 ----- | 11 |
| 2 | 資金不足比率 | |
| (1) | 公営企業法適用の資金不足比率 ----- | 12 |
| (2) | 公営企業法非適用の資金不足比率 ----- | 12 |

凡 例

- 金額の表示及び端数処理は、次のとおりである。なお、端数処理により、合計と内訳の計が一致しないことがある。
 - 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。
 - 表中の金額は、円単位又は千円単位で表示し、千円単位の場合は、原則として単位未満の値を四捨五入した。
- 文中で用いている「ポイント」とは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引値である。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - ・0.0、0 該当数値はあるが表示単位未満のもの
 - ・－ 該当数値がない又は算出不能
 - ・△ 減少又は損失（マイナス）
 - ・皆増 前年度に数値がなく全額増加したもの
 - ・皆減 当年度に数値がなく全額減少したもの

I 健全化判断比率审查意見

第1 準拠基準

榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第3号）

第2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

4 審査の主な実施内容

健全化判断比率の算定の基礎となる書類の試査（帳簿突合、計算突合、分析的手続）

5 審査の日程及び実施場所

- (1) 日程 令和6年8月1日
- (2) 実施場所 本庁3階 監査室

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率については、いずれも適正に算定され、それぞれの計数は財務諸表と一致しており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めた。

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 基準 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 早期健全化 | 財政再生 |
| 実質赤字比率 | — | — | — | 15.00 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | 20.00 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 8.2 | 7.7 | 6.7 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | — | — | — | 350.0 | |

第4 審査意見

令和5年度の決算に基づく健全化判断比率に関し、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに対象となる会計が黒字で赤字額はないため算出されず、実質公債費比率は前年度より良化した。また、将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負担額が生じない結果となった。いずれも国の示した早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態にあると認められる。

今後とも、的確に財政状況を把握し、歳入においては、収入率の向上や公有資産の有効活用により自主財源の安定的な確保を図るとともに、国等の財政措置を積極的に活用されたい。

また、歳出においては、既存事業の見直しなど効率的かつ効果的な予算執行を推進し、持続可能で健全な財政運営に努められたい。

1 実質赤字比率（参照：7ページ）

実質赤字比率は、一般会計等（注1）を対象とした実質赤字の標準財政規模（注2）に対する程度を指標化したもので、令和5年度一般会計等の翌年度に繰り越すべき財源等を差し引いた実質収支額は2億2,482万円の黒字であり、歳入不足による支払繰延もないことから、実質赤字は生じておらず、比率は算出されない。

（注1）「一般会計等」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1項で定められており、本村においては、一般会計と学校給食事業特別会計を合わせたものとなる。

（注2）「標準財政規模」とは、標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、その大きさは「標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

2 連結実質赤字比率（参照：8ページ）

連結実質赤字比率は、一般会計等及び3の特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計）を対象とした実質赤字又は資金不足額の程度を指標化したもので、令和5年度の実質収支額等の合計は2億3,812万円の黒字であることから、比率は算出されない。

3 実質公債費比率（参照：9ページ）

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを3箇年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される3箇年平均の比率は6.7%となり、前年度の7.7%に比べ1.0ポイント良化し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

4 将来負担比率（参照：11ページ）

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化したもので、地方債償還金、債務負担行為に基づく支出予定額などの、令和5年度における将来負担すべき実質的な負債額は生じず、比率は算出されない。

第5 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率（参照：7ページ）

一般会計等の歳入総額は90億4,010万円で前年度の74億4,174万円に比べ15億9,835万円増加し、歳出総額は87億7,773万円で前年度の72億2,983万円に比べ15億4,790万円増加している。差し引くべき翌年度に繰り越すべき財源は3,754万円であり、実質収支額は2億2,482万円（一般会計2億2,455万円、学校給食事業特別会計27万円）の黒字となり、繰上充用額、歳入不足による支払繰延額はなく、実質赤字は生じないことから、実質赤字比率は算出されない。

なお、所定の算式による標準財政規模37億4,738万円に対する数値は△5.99%となり、前年度の△4.76%に比べ1.23ポイント良化している。

2 連結実質赤字比率（参照：8ページ）

一般会計等を除いた公営企業以外の特別会計の実質収支額は1,329万円（国民健康保険特別会計132万円、後期高齢者医療特別会計0、介護保険特別会計1,196万円）の黒字で実質赤字はなく、一般会計等の実質収支額2

億2,482万円との合計額は2億3,812万円となり、また、公営企業会計の資金剰余額は10億181万円（上水道事業会計7億2,641万円、下水道事業会計2億8,888万円、太陽光発電事業特別会計280万円）であり、連結実質赤字額はなく、連結実質赤字比率は算出されない。

なお、所定の算式に基づく実質収支額等の合計は12億5,622万円で、標準財政規模37億4,738万円に対する数値は△33.52%となり、前年度の△27.83%に比べ5.68ポイント良化している。

3 実質公債費比率（参照：9ページ）

令和3年度から令和5年度までの各年度の一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の合計額、元利償還金等に充てられる特定財源及び特定の基準財政需要額算入額の合計額、また、標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額は9ページ記載の表のとおりである。これにより算出される単年度の比率は、令和3年度7.5%、令和4年度7.5%、令和5年度5.2%であり、3箇年平均の比率は6.7%となり、前年度の7.7%に比べ1.0ポイント良化している。

なお、令和5年度の単年度の比率は、公営企業会計の償還金に対する繰出金5,864万円（21.1%）の減等に伴う元利償還金＋準元利償還金8,340万円（13.2%）の減と標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額3,670万円（1.1%）の増により、前年度に比べ2.3ポイント良化している。

4 将来負担比率（参照：11ページ）

一般会計等が財政負担をする地方債償還金や債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額、地方債償還額等に充てることのできる充当可能財源等、また、標準財政規模から特定の基準財政需要額算入見込額を差し引いた額は11ページ記載の表のとおりである。これにより算出される将来負担すべき実質的な負債額が生じないことから、将来負担比率は算出されない。

将来負担額の合計は56億5,421万円で、一般会計等地方債現在高1億1,494万円（5.9%）の減及び一般会計等以外の特別会計の地方債償還金の負担等見込額3億1,433万円（10.1%）の減により、前年度に比べ7億5,140万円（11.7%）減少し、差し引かれる充当可能財源等は前年度に比べ12億5,873万円（12.8%）減少している。

なお、所定の算式に基づく数値は△87.5%であり、前年度の△103.6%に比べ16.2ポイント悪化している。

Ⅱ 公営企業会計資金不足比率審査意見

第1 準拠基準

榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第3号）

第2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率審査

2 審査の対象

- (1) 榛東村上水道事業会計（公営企業法適用）
- (2) 榛東村下水道事業会計（公営企業法適用）
- (3) 榛東村太陽光発電事業特別会計（公営企業法非適用）

3 審査の着眼点

各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

4 審査の主な実施内容

資金不足比率の算定の基礎となる書類の試査（帳簿突合、計算突合、分析的
手続）

5 審査の日程及び実施場所

- (1) 日程 令和6年8月1日
- (2) 実施場所 本庁3階 監査室

第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも適正に算定され、それぞれの計数は財務諸表と一致しており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めた。

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 健全化基準 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 上水道事業会計 | — | — | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | — | — | |
| 太陽光発電事業特別会計 | — | — | — | |

第4 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計において資金不足額はなく、健全な状態にあると認められる。

第5 資金不足比率の概要

1 上水道事業会計（参照：12ページ）

令和5年度末における特定の地方債残高はないので、流動負債から流動資産を差し引いた額は、7億2,641万円の余剰となることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

2 下水道事業会計（参照：12ページ）

令和5年度末における特定の地方債残高はないので、流動負債から流動資産を差し引いた額は、2億8,888万円の余剰となることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

3 太陽光発電事業特別会計（参照：13ページ）

歳入額は3,373万円、歳出額は3,092万円、翌年度に繰り越すべき財源は0であり、特定の地方債の現在高はないため、280万円の余剰となり、資金不足比率は算出されない。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は3,338万円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

審 查 資 料

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})} \times 100$$

標準財政規模

繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額

標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、その大きさは「標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

<参考：一般会計等の実質収支が黒字の場合>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(\text{歳出総額} - \text{歳入総額}) + \text{翌年度に繰り越すべき財源} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

実質赤字比率の算出基礎

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | | 額 | 率 |
| 歳入総額 | 9,040,104 | 7,441,746 | 1,598,358 | 21.5 |
| 歳出総額 | 8,777,730 | 7,229,830 | 1,547,900 | 21.4 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 | 37,545 | 34,465 | 3,080 | 8.9 |
| 支払繰延額 | | | | |
| 事業繰越額 | | | | |
| 実質収支額 | 224,829 | 177,451 | 47,378 | 26.7 |
| 標準財政規模 | 3,747,383 | 3,720,676 | 26,707 | 0.7 |
| 標準税収入額等 | 2,139,317 | 2,115,729 | 23,588 | 1.1 |
| 普通交付税 | 1,579,249 | 1,538,649 | 40,600 | 2.6 |
| 臨時財政対策債発行可能額 | 28,817 | 66,298 | △ 37,481 | △ 56.5 |
| 実際に算出される数値 | △ 5.9996 | △ 4.7693 | △ 1.2303 | |
| 端数処理後 | △ 5.99 | △ 4.76 | △ 1.23 | |

(2) 連結実質赤字比率

一般・特別会計の連結実質赤字比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{(A + B) - (D + E)}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- A：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 C：一般会計及び公営企業（地公企法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率の算出基礎

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|------|
| | | | 額 | 率 |
| 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額 (A) | | | | |
| 公営企業会計の資金不足額 (B) | | | | |
| 公営企業以外の会計の実質黒字額 (C) | 238,122 | 194,644 | 43,478 | 22.3 |
| 公営企業会計の資金剰余額 (D) | 1,018,103 | 841,188 | 176,915 | 21.0 |
| 標準財政規模 | 3,747,383 | 3,720,676 | 26,707 | 0.7 |
| 実際に算出される数値 | △ 33.5227 | △ 27.8399 | △ 5.6828 | / |
| 端数処理後 | △ 33.52 | △ 27.84 | △ 5.68 | |

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{A - B}{\text{標準財政規模} - \text{特定の基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(3 箇年平均)

A：地方債の元利償還金＋準元利償還金

B：特定財源＋特定の基準財政需要額算入額

特定の基準財政需要額算入額：基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金額及び災害復旧費等に係る基準財政需要額

実質公債費比率の算出基礎

(単位：千円)

| 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|
| 元利償還金＋準元利償還金 (A) | a | 647,318 | 633,028 | 549,600 |
| (A) に充てられる特定財源＋特定の基準財政需要額算入額 | b | 392,765 | 383,025 | 373,028 |
| 差引額 (a－b) | c | 254,553 | 250,003 | 176,572 |
| 標準財政規模－特定の基準財政需要額算入額 | d | 3,382,236 | 3,337,651 | 3,374,355 |
| 単年度比率 (c／d×100) | e | 7.5262 | 7.4904 | 5.2328 |
| 端数処理後 | | 7.5 | 7.5 | 5.2 |
| 単年度の3箇年平均 | | 6.7 | | |

元利償還金＋準元利償還金の内訳

(単位：千円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 一般会計等の元利償還金(繰上償還額を除く) | 340,968 | 317,509 | 289,856 |
| 公営企業会計の償還金に対する繰出金 | 268,349 | 277,398 | 217,062 |
| 一部事務組合等の償還金に対する負担金等 | 29,705 | 29,686 | 34,106 |
| 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額 | 8,296 | 8,435 | 8,576 |
| 合計 | 647,318 | 633,028 | 549,600 |

実質公債費比率の算出基礎前年度比較

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|--------------------------------|-----------|-----------|----------|--------|
| | | | 額 | 率 |
| 元利償還金＋準元利償還金 (A) a | 549,600 | 633,028 | △ 83,428 | △ 13.2 |
| (A) に充てられる特定財源＋特定の基準財政需要額算入額 b | 373,028 | 383,025 | △ 9,997 | △ 2.6 |
| 差引額 (a－b) c | 176,572 | 250,003 | △ 73,431 | △ 29.4 |
| 標準財政規模－特定の基準財政需要額算入額 d | 3,374,355 | 3,337,651 | 36,704 | 1.1 |
| 単年度比率 (c/d×100) e | 5.2328 | 7.4904 | △ 2.2576 | |
| 端数処理後 | 5.2 | 7.5 | △ 2.3 | |

元利償還金＋準元利償還金の内訳前年度比較

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|-----------------------|---------|---------|----------|--------|
| | | | 額 | 率 |
| 一般会計等の元利償還金(繰上償還額を除く) | 289,856 | 317,509 | △ 27,653 | △ 8.7 |
| 公営企業会計の償還金に対する繰出金 | 217,062 | 277,398 | △ 60,336 | △ 21.8 |
| 一部事務組合等の償還金に対する負担金等 | 34,106 | 29,686 | 4,420 | 14.9 |
| 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額 | 8,576 | 8,435 | 141 | 1.7 |
| 合計 | 549,600 | 633,028 | △ 83,428 | △ 13.2 |

(4) 将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{特定の基準財政需要額算入額}} \times 100$$

$$\text{充当可能財源等} = \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}$$

実質赤字比率の算出基礎

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| | | | 額 | 率 |
| 将来負担額 | 5,654,212 | 6,405,618 | △ 751,406 | △ 11.7 |
| 充当可能財源等 | 8,605,795 | 9,864,527 | △ 1,258,732 | △ 12.8 |
| 差引額 | △ 2,951,583 | △ 3,458,909 | 507,326 | △ 14.7 |
| 標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額 | 3,374,355 | 3,337,651 | 36,704 | 1.1 |
| 実際に算出される数値 | △ 87.4710 | △ 103.6330 | 16.1620 | / |
| 端数処理後 | △ 87.5 | △ 103.6 | 16.2 | |

将来負担額の内訳

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | | 額 | 率 |
| 一般会計等地方債現在高 | 1,828,145 | 1,943,090 | △ 114,945 | △ 5.9 |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 | 26,599 | 35,175 | △ 8,576 | △ 24.4 |
| 公営企業債等繰入れ見込額 | 2,786,983 | 3,101,315 | △ 314,332 | △ 10.1 |
| 一部事務組合等の地方債償還に対する負担等見込額 | 256,761 | 207,403 | 49,358 | 23.8 |
| 退職手当支給予定額に係る負担見込額 | 755,724 | 760,406 | △ 4,682 | △ 0.6 |
| 合計 | 5,654,212 | 6,047,389 | △ 393,177 | △ 6.5 |

2 資金不足比率

(1) 公営企業法適用の資金不足比率

法適の企業会計の資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、算式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金不足額 A}}{\frac{(\text{流動負債} + \text{特定の地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能な資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}} \times 100} \times 100$$

事業の規模 B

流動負債：貸借対照表上の流動負債の額から、流動負債の企業債を控除した額

特定の地方債：建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の当年度決算における残高から、流動負債として整理されている地方債現在高を控除した額

流動資産：貸借対照表上の流動資産の額から、翌年度に繰り越した事業の財源を控除した額

解消可能な資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合に、控除する一定の額。資金不足が発生しない事業については、算定不要

ア 上水道事業会計

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|------------------|-----------|-----------|----------|-------|
| | | | 額 | 率 |
| 資金不足額 A | △ 726,415 | △ 697,562 | △ 28,853 | 4.1 |
| 事業の規模 B | 183,756 | 186,321 | △ 2,565 | △ 1.4 |
| 資金不足比率 A/B × 100 | — | — | — | — |

(注1) 資金不足額Aが△の場合は、資金剰余額を示している。以下同じ。

(注2) 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。以下同じ。

イ 下水道事業会計

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | | 額 | 率 |
| 資金不足額 A | △ 288,885 | △ 143,403 | △ 145,482 | 101.4 |
| 事業の規模 B | 93,280 | 92,111 | 1,169 | 1.3 |
| 資金不足比率 A/B × 100 | — | — | — | — |

(2) 公営企業法非適用の資金不足比率

法非適の資金不足比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金不足額}}{\frac{\text{A} + \text{B} - (\text{C} - \text{D}) - \text{E}}{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}} \times 100$$

事業の規模

A：歳出額

B：特定の地方債の現在高

C：歳入額

D：翌年度に繰り越すべき財源

E：解消可能資金不足額

太陽光発電事業特別会計

(単位：千円、%)

| 区分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 対前年度増減 | |
|----------------|---------|--------|---------|--------|
| | | | 額 | 率 |
| 資金不足額 A | △ 2,803 | △ 223 | △ 2,580 | 1157.0 |
| 事業の規模 B | 33,382 | 31,175 | 2,207 | 7.1 |
| 資金不足比率 A/B×100 | — | — | — | — |

<資金の不足額の算出基礎>

(単位：千円)

| 歳出額 | 特定の地方債 の現在高 | 歳入額 | 翌年度に繰り 越すべき財源 | 土地収入見込 額 | 解消可能資金 不足額 |
|--------|----------------|--------|------------------|-------------|---------------|
| 30,929 | | 33,732 | | | |

<事業の規模の算出基礎>

(単位：千円)

| 営業収益に相当する収入の額 | 受託工事収益に相当する収入 の額 |
|---------------|---------------------|
| 33,382 | |